

JST 知財活用支援事業（特許相談）

利用申請書作成要領

■ 目的

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という）では、平成 15 年度から大学等の外国特許出願の支援を開始し、平成 26 年度には『重要知財集約活用制度』として、平成 28 年度には『知財活用支援事業』として大幅な見直しを行い、大学等における知的財産戦略の策定及び知財マネジメントの強化に向けた総合的な支援を行っています。

知財活用支援事業のうち特許相談では、国公私立大学・承認 TL0・大学共同利用機関・高等専門学校（以下、「大学等」という）が行う特許出願・活用に関する様々な課題に対して、JST が客観的なアドバイス等を提供し、特許活用の可能性をより高めていくことを目的としています。

※本年よりマネジメント強化支援（特許相談・発明相談）の名称を特許相談に統一します。

■ 特許相談の概要

特許相談では、大学等が行う特許出願・活用に関する様々な課題に対して、1 件ごとに特許の目利き（以下、「JST 担当調査員」という）がつき、大学等が承継する国内出願前後の発明（大学等の権利持ち分の合計が 100%のもの）について、大学等が行った先行技術調査の結果を踏まえて独自に出願内容の調査を実施し、特許性・有用性評価、外国特許出願及び技術移転を見据えた特許請求の範囲、明細書の記載に関するアドバイス等を行います。特に、当該特許出願を基礎として外国特許出願を行う予定の発明についての相談を歓迎します。

※ご利用の上限は設けていませんが、限られた体制の中で実施していますので、ぜひ特許の技術移転を見据えた、発明の抽出や発明事項の特定、適切な権利範囲の設定とその記述、特許審査や権利強化のための補正に備えた明細書の充実等の相談にご活用ください。

以下の例に限らず、大学等特許の活用の可能性をより高めていくために、特許の活用・強化に関する様々なご相談を受け付けます。

相談内容例)

- ・ 研究開発実施中の発明についての長期的な特許化戦略に関する相談
- ・ 出願中の国内出願（明細書、特許請求の範囲又は図面、特許性）についての補正等に関する相談
- ・ 技術移転活動に関する相談
- ・ 機関における知財マネジメント体制の強化に関する相談 他

■ 利用方法

- ・ 大学等の知的財産マネジメント部門からの相談を対象とします。
- ・ JST 担当調査員が対面相談を行います。ご要望があれば相談結果を踏まえた報告書を後日送付します。
- ・ 希望する相談内容と特許出願の進捗状況をご確認の上、必要な申請書類を添付し、j-sup@jst. go. jp まで電子メールにて申し込みください。

※利用申請書や補足資料には、特許出願に関する情報が記載されますので、メールに添付される場合にはパスワードを設定する等、適切なセキュリティ対策をお願いします。ファイルサイズが大きい場合には、Prime Drive をご利用ください。（ご利用方法の詳細は [Web サイト](#) を参照してください）

■ **特許相談の対応可能な相談内容例と必要提出書類一覧** 対面相談のみの場合でも提出書類は同様です。

提出書類	利用申請書	別紙 1	別紙2	別紙3	先行技術調査
◇特許性に関する相談 ・十分に上位概念化されているか？ ・特許請求の範囲は十分か？ ・明細書の記載は十分か？ ・排他的な表現ができていないか？ ・特許性は認められそうか？ 等	○	○	○	※	○
◇有用性に関する相談 ・この技術の特徴は何か？ ・社会的ニーズはありそうか？ ・競合となる技術は何か？ ・外国特許出願は必要か？ 等	○	○	○	※	○
◇出願中の国内出願の補正等に関する相談	○	○	○	※	○
◇研究開発中の発明の特許化戦略に関する相談	○	○	※	※	○
◇技術移転活動に関する相談	○	○	※	※	※
◇機関における知財マネジメント体制の強化に関する相談	○	○	-	※	-

※ 補足が必要となる場合はご提出ください。

■ **提出書類一覧** 対面相談のみの場合でも提出書類は同様です。

- ・ 利用申請書
- ・ 別紙 1_技術移転活動の概要
- ・ 別紙 2_発明の概要：添付資料
*様式自由、発明の詳細（概要・背景・具体的内容・先行技術との比較等）が分かる資料（詳細は”特許相談の申請における発明の概要の補足資料作成のポイント”を参照ください。）、調査対象の発明についての発明者の発表物等
- ・ 別紙 3_相談内容と要望：補足資料
*様式自由、相談内容と要望の内容を補足する論文・データ、先行発明、学内ポリシー等の資料
- ・ 先行技術調査（文献リスト、文献）

■ **調査期間**

調査期間は、申請をいただきヒアリングを行ってから約3週間となります。ヒアリングの日程調整の都合や、お盆期間・連休・年末年始など時期によっては1ヶ月以上かかる場合があります。

■ **ヒアリング**

ヒアリング希望日が特定されている場合は、1. 基本情報（ヒアリング希望日欄）にてお知らせください。ただし、ヒアリングの日程調整の都合等によりご希望に添えない場合や、JSTの判断により実施しない場合があります。

■ アンケートご提出のお願い

ご利用に当たっては、ご利用から1ヶ月半後を目安としてアンケートの提出をお願いします。今後、マネジメント強化支援をより活用しやすい制度としていくためにも、ぜひ忌憚のないご意見をお寄せください。

■ 収集する情報の利用目的・取り扱い

- 1. 知財活用支援事業（特許相談）（以下、「特許相談」）において収集した情報の利用目的の範囲は、次の各号のとおりとします。
 - 1. 申請案件に関する情報（申請書及び他提出資料に記載の情報）及び発明者の個人情報について、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条各号の規定その他関係法令等の趣旨に基づき、特許相談における相談案件の管理、調査のために用います。また、本事業の評価あるいは総合科学技術・イノベーション会議等における総合戦略、資源配分等の方針等の企画立案を行うため、国又は行政機関に必要な情報として提供する場合があります。
 - 2. 申請機関における申請責任者・知財担当者等に関する個人情報について、特許相談の運営・管理等のために用います。
- 2. 収集した情報のうち、個人情報（本利用規約に定めのないもの）の取扱方針は、JST プライバシーポリシー (<https://www.jst.go.jp/privacy.html>) に準じます。

■ 免責事項

- 1. JST は、特許相談を利用したことにより発生した新機関の損害について、JST の故意又は重過失の場合を除き一切の責任を負わないものとします。
- 2. JST は、JST 担当調査員が実施した特許相談に基づき申請機関が行った判断結果について一切の責任を負わないものとします。

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ
〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ
TEL : 03-5214-8413
E-mail : j-sup@jst.go.jp
HP : https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_u_support_application.html

「利用申請書」の作成について

JST 知財活用支援事業（特許相談）利用申請書

I 共通記入欄

1. 基本情報			
機関名	※正式な法人名		
申請日	※JSTへの申請日をカレンダーから指定	希望相談形態	※希望する相談形態を選択
ヒアリング希望日	※ヒアリング希望日をカレンダーから指定	報告書 送付希望日	※報告希望日をカレンダーから指定
申請責任者名	※知財部署または知財担当部署の責任者の方	所属・役職	
申請担当者名	※本申請の担当者の方	所属・役職	
電話番号	※本申請の担当者電話番号	e-mail	※本申請の担当者 e-mail アドレス
発明の名称	※発明の名称を記入。仮称でもかまいません		
発明の属する分野	※発明が属する技術分野を選択肢から選択(*)		
代表発明者名	※代表発明者を記入(*)	所属・役職	※代表発明者の所属・役職を記入(*)
他 全発明者名 ※氏名(所属機関名)	※発明に関係するすべての発明者名を記入。なお、氏名の後ろに括弧書きで所属機関・役職も併せて記入すること(*)		
発明の概要 ※権利化したい内容の要点を明確に記入ください。 ※詳細は別途添付(様式自由)してください。	<p>発明の概要 記載例</p> <p><発明の概要>(Technical feature)に関する技術である。</p> <p><創意工夫点>従来、(Former Technology)では(Effect)を発揮することは(hardness)のために難しかったが、本発明では(Essence)を(New method)させる工夫を施すことによりそれを可能とした。</p> <p><作用機序>本発明では、(Factor)が(Function)しているため(Effect)を発揮していると考えられる。</p> <p><社会実装の可能性>本発明は(Solution)に利用できると考えている。現在、(Solution)は(Competitor)が主流だが、本発明は(Advantage)により(Competitor)より優れている。</p>		
相談内容と要望 ※可能な限り具体的にお願いします。	<p>※相談内容は可能な限り具体的に記載をお願いします。</p> <p>相談内容と要望 記載例</p> <p>本発明について、国内基礎出願前の研究開発の段階のものである。本学において、ご相談前に特許調査と先行技術調査を事前に行い、出願に向けて準備を進めているが、出願前に1度、第三者の目で発明の特許性についてご意見をいただきたい。また外国出願の可能性や懸念点を示唆いただきたい。</p>		

(*)相談内容により該当しない場合は記入不要です。

II 発明状況と申請前調査結果についての記入欄

2. 発明状況と申請前調査結果			
共同出願人	※共同出願が予定されている場合は、全共同出願人の正確な機関名を記入。	国内／海外出願予定	※相談内容の発明について、国内／海外出願の予定をプルダウンメニュー(①～⑤)から選択。
先行技術調査実施日	日付を入力	※先行技術調査の実施日をカレンダーから指定してください。	
先行技術調査結果	利用 DB、分類、(中心)、検索式 ※文献及び特許リスト/詳細(様式目田)を別途添付してください。		
	※検索に利用したデータベース名、キーワード(同意語、類語)、分類(IPC、FI 記号、F タームなど)、検索式など検索の条件を記入。		
	検索結果、本発明との差異(検索結果を踏まえた貴機関の見解)		
	※検索の結果(文献のリスト)と類似度が高いと思われる技術について、それらと本発明との差異、またそれを踏まえた貴機関の特許性の見解を記入。		
	※対象となる発明内容の外部発表状況をプルダウンメニューから選択してください。	※左記で[発表予定あり]/[既に発表済み]を選択した場合は、予定日/公開日の日付をカレンダーから指定してください。	
発明者による発表状況 (30 条関連)	選択してください	発表予定日/発表日	日付を入力
発表媒体 (雑誌名/学会名等)	※[発表予定あり]/[既に発表済み]を選択した場合は、発表媒体及び名称(雑誌名/会議名/番組名/ホームページの URL 等)を記入。		

III 請求項案についての記入欄

3. 請求項案(任意)
※請求項案がある場合は記入。既に国内出願済みである場合は、基礎出願に係る書類を別で添付ください。

IV 連絡事項

4. 連絡事項
※その他の特記事項(関連研究を依頼された際の JST 担当調査員の氏名、ご連絡事項やご要望等)を記入。

■公知日について

- * 【発明者による発表状況】には論文の公開、学会等での発表以外に科学研費補助金の「研究成果報告書」、卒論発表、テレビ/インターネット番組での放送、ホームページでの公開、カタログ掲載、学園祭/セミナー等での発表等も含まれます。発明者ご本人による発表であっても、特許出願前に公開された発明は公知のものとされます。新規性喪失の例外規定(特許法第30条)により、公開後一年以内に出願するなど一定の規則を満たせば国内の権利化は可能ですが、各国の特許制度により外国出願可能な国は限定されます。
- * 学会発表で予稿集が会議に先駆けて発行される場合は、発行日(配付日)が公開日とみなされますのでご注意ください。